

中国労災病院臨床倫理規程

平成20年4月21日制定

中国労災病院は、患者さんの権利を尊重し、臨床の場における倫理の原則を下記の如く定め、患者さんにとって最良と思われる医療を平等に提供するよう心がけます。その実現のため、私たちは個々の診療において発生する倫理的問題解決のためお互いの価値観を尊重しながら患者さんおよびご家族との対話を重視いたします。

1) チーム医療のもと、医学的適応を確認し最良の医療を行います。

○患者さんの病歴、診断、予測される予後から治療目標を設定し、最も適切と思われる治療方法を示します。

○チーム医療を原則とし、他の専門医の意見も取り入れます。

2) 患者さんの意向を尊重します。

○検査や治療は「説明と同意」のもと始まります。十分な説明と話し合いを行った上で、患者さんの意向に基づいて検査や治療方法を選んでいただきます。

○患者さんに判断能力がない場合には、ご家族や代理人などによる代理決定を行っていただきます。

○提示した治療を拒否された場合はその理由を検討し、最善と思われる治療を患者さんと一緒に考えます。

○患者さんからの「事前の意思表示」(リビングウイル)がある場合はそれを尊重します。リビングウイルとは、日本尊厳死協会の「尊厳死の宣言書」、あるいは、これに準ずるものを指します。

患者さんおよびご家族の代表者の署名捺印が必要です。ご家族がいらっしゃらない場合は代理人の署名が必要です。

リビングウイル実行に際しましては、

- ① 患者さんおよびご家族あるいは代理人と十分な話し合いを行い、皆さんと思いを共有します。
- ② 実行に問題ありと判断された場合は倫理委員会に諮る場合があります。

3) 患者さんの生活の質（QOL）を考えた医療を行います。

- 治療との兼ね合いを考えながら、なるべく生活の質が保たれるよう患者さんと話し合いを行います。
- 在宅療法や緩和ケアなども必要に応じて計画し提示します。
- 在宅で介護を担当されるご家族の負担を軽減するための話し合いもを行います。

4) 患者さんを取り巻く状況を把握し医療に生かします。

- 患者さんの治療に際して影響を及ぼすご家族の問題について考え、医療活動に生かします。
- 患者さんの経済状況や宗教に関しても最善の方法を考えます。
- 医薬品やベッドなどの医療資源は、患者さんの病状を考慮した上で公平に患者さんに分配します。
- 医療者には患者さんの病状に関する守秘義務がありこれを遵守します。これを破棄せざるを得ない場合は、その正当性を確認します。

5) 倫理委員会及び治験審査委員会での審議結果に従った医療を提供します。

***QOLとは**

quality of life（生活の質）の略で、人間の生活を量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方で、患者本人が評価するものである。

附 則

この規程は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月28日から施行する。